

香川県病院局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和5年12月22日

香川県病院事業管理者 榎 野 博 史

## 香川県病院局管理規程第6号

香川県病院局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

香川県病院局企業職員の給与に関する規程（平成19年香川県病院局管理規程第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>附 則</p> <p>（有害物等取扱手当の特例）</p> <p>5 略</p> <p><u>6 第10条第1項第1号又は第3号に掲げる業務が、特定新型インフルエンザ等（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第2条第1号に規定する新型インフルエンザ等で、当該新型インフルエンザ等に係る同法第15条第1項に規定する政府対策本部が設置されたもの（新型コロナウイルス感染症を除き、管理者が定めるものに限る。）をいう。以下同じ。）から県民の生命及び健康を保護するために行われた措置に係る作業であって特定新型インフルエンザ等患者等（特定新型インフルエンザ等の患者又はその疑いのある者をいう。以下同じ。）に接して行う検査（検体を採取する作業を含む。）又はこれに準ずるものとして管理者が認め</u></p>	<p>附 則</p> <p>（有害物等取扱手当の特例）</p> <p>5 第10条第1項第1号又は第3号に掲げる業務が、新型コロナウイルス感染症（病原がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。以下同じ。）から県民の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る作業であって新型コロナウイルス感染症患者等（新型コロナウイルス感染症の患者又はその疑いのある者をいう。以下同じ。）に接して行う検査（検体を採取する作業を含む。）又はこれに準ずるものとして管理者が認める作業であるときは、同条第2項第1号の規定にかかわらず、作業に従事した日1日につき3,000円（新型コロナウイルス感染症患者等の身体に接触して、又はこれらの者に長時間にわたり接して行う作業その他管理者がこれに準ずると認める作業に従事した場合にあっては、4,000円）の有害物等取扱手当を支給する。</p>

る作業であるときは、同条第2項第1号の規定にかかわらず、作業に従事した日1日につき1,500円（緊急に行われた措置に係る作業であって、心身に著しい負担を与えると管理者が認めるものに従事した場合にあっては、4,000円）の有害物等取扱手当を支給する。

（感染症等治療業務手当の特例）

7 略

8 県立病院に勤務する職員が、特定新型インフルエンザ等から県民の生命及び健康を保護するために行われた措置に係る作業であって特定新型インフルエンザ等患者等の診療、看護若しくはこれらの者に接する作業若しくは特定新型インフルエンザ等の病原体が付着し、若しくは付着の危険がある物件の処理を行う作業又はこれに準ずるものとして管理者が認める作業に従事したときは、作業に従事した日1日につき1,500円（緊急に行われた措置に係る作業であって、心身に著しい負担を与えると管理者が認めるものに従事した場合にあっては、4,000円）の感染症等治療業務手当を支給する。この場合においては、第12条の規定による感染症等治療業務手当は支給しない。

9 前2項の規定により感染症等治療業務手当の支給の対象となる職員に係る第21条の規定の適用については、同条中「勤務しなかった場合」とあるのは「勤務しなかった場合又は附則第7項若しくは第8項の規定による感染症等治療業務手当の支給を受けた場合」とする。

（支給額等の調整）

10 第10条第1項第1号又は第3号の規定による有害物等取扱手当、附則第

（感染症等治療業務手当の特例）

6 県立病院に勤務する職員が、新型コロナウイルス感染症から県民の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る作業であって新型コロナウイルス感染症患者等の診療、看護若しくはこれらの者に接する作業若しくは新型コロナウイルス感染症の病原体が付着し、若しくは付着の危険がある物件の処理を行う作業又はこれに準ずるものとして管理者が認める作業に従事したときは、作業に従事した日1日につき3,000円（新型コロナウイルス感染症患者等の身体に接触して、又はこれらの者に長時間にわたり接して行う作業その他管理者がこれに準ずると認める作業に従事した場合にあっては、4,000円）の感染症等治療業務手当を支給する。この場合においては、第12条の規定による感染症等治療業務手当は支給しない。

7 前項の規定により感染症等治療業務手当の支給の対象となる職員に係る第21条の規定の適用については、同条中「勤務しなかった場合」とあるのは「勤務しなかった場合又は附則第6項の規定による感染症等治療業務手当の支給を受けた場合」とする。

（支給額等の調整）

8 第10条第1項第1号又は第3号の規定による有害物等取扱手当と附則第

5項の規定による有害物等取扱手当又は附則第6項の規定による有害物等取扱手当のうち複数のものが支給されることとなる日に支給する有害物等取扱手当の額は、第10条第2項第1号又は附則第5項若しくは第6項の規定にかかわらず、これらの規定により算定した有害物等取扱手当の額のいずれか高い額とする。

11 第12条第1項の規定による感染症等治療業務手当、附則第7項の規定による感染症等治療業務手当又は附則第8項の規定による感染症等治療業務手当のうち複数のものが支給されることとなる日に支給する感染症等治療業務手当の額は、第12条第2項第1号若しくは第3号又は附則第7項若しくは第8項の規定にかかわらず、これらの規定により算定した感染症等治療業務手当の額のいずれか高い額とする。

12 附則第5項又は第6項の規定による有害物等取扱手当と附則第7項又は第8項の規定による感染症等治療業務手当との両方が支給されることとなる日においては、これらの手当のうち手当の額が低い手当については支給しないこととし、これらの手当の額が同額である場合にあっては主たる作業に対応する手当のみを支給することとする。

(精神病治療業務手当の特例)

13 県立病院に勤務する職員が、新型コロナウイルス感染症患者等若しくは特定新型インフルエンザ等患者等である精神障害者に接して治療業務に従事したとき、又は、直接、当該精神障害者に接する作業に従事したときは、第13条第1項の規定にかかわらず、同条第2項に規定する額の精神病治療業務手当を支給する。

(診療応援手当の特例)

14 略

(救急病院看護業務手当)

5項の規定による有害物等取扱手当との両方が支給されることとなる日に支給する有害物等取扱手当の額は、第10条第2項第1号又は附則第5項の規定にかかわらず、これらの規定により算定した有害物等取扱手当の額のいずれか高い額とする。

9 附則第5項の規定による有害物等取扱手当と附則第6項の規定による感染症等治療業務手当との両方が支給されることとなる日においては、これらの手当のうち手当の額が低い手当については支給しないこととし、これらの手当の額が同額である場合にあっては主たる作業に対応する手当のみを支給することとする。

(精神病治療業務手当の特例)

10 県立病院に勤務する職員が、新型コロナウイルス感染症患者等である精神障害者に接して治療業務に従事したとき、又は、直接、当該精神障害者に接する作業に従事したときは、第13条第1項の規定にかかわらず、同条第2項に規定する額の精神病治療業務手当を支給する。

(診療応援手当の特例)

11 第17条第1項の業務が、予防接種法(昭和23年法律第68号)附則第7条の規定に基づく予防接種のうち県立病院以外の場所で行うものであるときは、同条第2項第1号又は次項の規定にかかわらず、勤務1回につき60,000円を限度として管理者が定める額の診療応援手当を支給する。

12 略

(救急病院看護業務手当)

15・16 略

17～19 略

(管理職手当の支給額の特例)

20 附則第17項の適用を受ける職員に対する第7条第2項の適用については、当分の間、同条中「定める額」とあるのは「定める額に、100分の70を乗じて得た額（その額に50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額）」とする。

21 略

別表第12（第8条関係）

職員の区分 期間の区分	1 種	2 種
16年未満	272,500円	219,200円
16年以上17年未満	268,500円	215,900円
17年以上18年未満	264,500円	212,600円
18年以上19年未満	260,500円	209,300円
19年以上20年未満	256,500円	206,000円
20年以上21年未満	252,500円	202,700円
21年以上22年未満	243,700円	196,100円
22年以上23年未満	233,500円	188,600円
23年以上24年未満	223,700円	181,500円
24年以上25年未満	213,700円	174,000円
25年以上26年未満	203,700円	166,700円
26年以上27年未満	189,900円	155,600円
27年以上28年未満	176,400円	144,900円
28年以上29年未満	162,900円	134,000円
29年以上30年未満	149,100円	122,900円
30年以上31年未満	134,100円	111,300円
31年以上32年未満	119,100円	99,400円
32年以上33年未満	104,300円	87,900円

13・14 略

15～17 略

(管理職手当の支給額の特例)

18 附則第15項の適用を受ける職員に対する第7条第2項の適用については、当分の間、同条中「定める額」とあるのは「定める額に、100分の70を乗じて得た額（その額に50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額）」とする。

19 略

別表第12（第8条関係）

職員の区分 期間の区分	1 種	2 種
16年未満	271,800円	218,600円
16年以上17年未満	267,800円	215,300円
17年以上18年未満	263,800円	212,000円
18年以上19年未満	259,800円	208,700円
19年以上20年未満	255,800円	205,400円
20年以上21年未満	251,800円	202,100円
21年以上22年未満	241,800円	194,700円
22年以上23年未満	231,600円	187,200円
23年以上24年未満	221,800円	180,100円
24年以上25年未満	211,800円	172,600円
25年以上26年未満	201,800円	165,300円
26年以上27年未満	188,000円	154,200円
27年以上28年未満	174,500円	143,500円
28年以上29年未満	161,000円	132,600円
29年以上30年未満	147,200円	121,500円
30年以上31年未満	132,200円	109,900円
31年以上32年未満	117,200円	98,000円
32年以上33年未満	102,400円	86,500円

33年以上34年未満	81,300円	69,800円	33年以上34年未満	77,500円	67,000円
34年以上35年未満	58,400円	51,900円	34年以上35年未満	54,600円	49,100円
備考 略			備考 略		

附 則

(施行期日等)

- この規程は、令和5年12月27日から施行する。
- 改正後の香川県病院局企業職員の給与に関する規程（以下「新規程」という。）別表第12の規定は令和5年4月1日から、新規程附則第6項から第13項までの規定は同年5月8日から適用する。  
(有害物等取扱手当又は感染症等治療業務手当の内払)
- 新規程附則第6項に掲げる作業について改正前の香川県病院局企業職員の給与に関する規程（以下「旧規程」という。）第10条第1項第1号若しくは第3号の規定により支給された有害物等取扱手当又は新規程附則第8項に掲げる作業について旧規程第12条第1項の規定により支給された感染症等治療業務手当は、新規程附則第6項及び附則第8項から第12項までの規定による有害物等取扱手当又は感染症等治療業務手当の内払とみなす。  
(香川県病院局企業職員就業規程の一部改正)
- 香川県病院局企業職員就業規程（平成19年香川県病院局管理規程第10号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>附 則</p> <p>(分限の手續に係る特例)</p> <p>2 第16条の規定によりその定めるところとされた分限条例第5条第1項の規定は、香川県病院局企業職員の給与に関する規程（平成19年香川県病院局管理規程第8号）<u>附則第17項</u>の規定による降給の場合には、適用しない。</p>	<p>附 則</p> <p>(分限の手續に係る特例)</p> <p>2 第16条の規定によりその定めるところとされた分限条例第5条第1項の規定は、香川県病院局企業職員の給与に関する規程（平成19年香川県病院局管理規程第8号）<u>附則第15項</u>の規定による降給の場合には、適用しない。</p>